

# 交通安全テスト

(中学・高校生用)

正しいものには○を、間違っているものには×を記入してください。

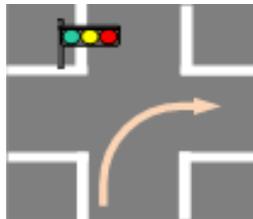
- ① 自転車で信号機のある交差点を横断するときに、青信号が点滅していたので、スピードをだして渡り始めた。



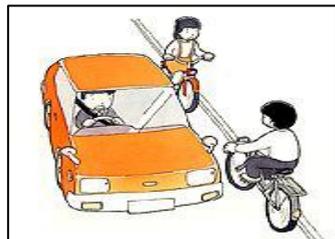
- ② 自転車は、広い道であれば2台までは横に並んで走行してもよい。



- ③ 自転車で走行中、交差点を右折する時は、車と同じように右折してはいけない。



- ④ 自転車は道路の端であれば、左右のどちらの端を走行してもよい。



- ⑤ 自転車を運転中に歩行者とぶつかり、歩行者が「大丈夫です」と言って立ち去ったが、現場に一人残って警察へ交通事故の届け出をした。





# 交通安全テスト 平成28年7月号

## 解答・解説 (中学・高校生用)

① 自転車で信号機のある交差点を横断するときに、青信号が点滅していたので、スピードをだして渡り始めた。【×】

A：渡り始めてはいけない。

● 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

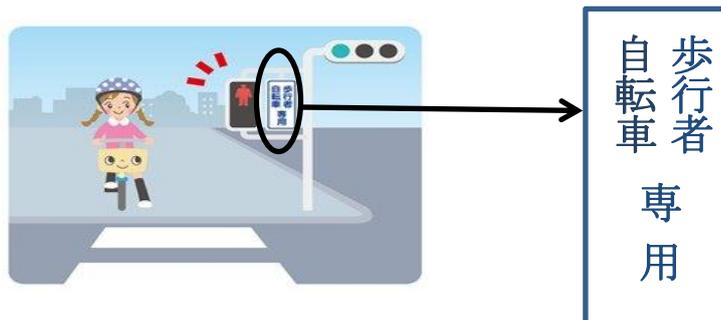
● 道路交通法施行令第2条第4項

公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令（道路交通法施行規則第3条の2（歩行者及び自転車に対して表示する標示））で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

人の形の記号を有する赤色の灯火	人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	人の形の記号を有する青色の灯火
1 省略	1 省略	1 省略
2 自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、道路の横断を始めはならず、また、当該信号が表示された時において停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除き、停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、直進をし、又は左折することができること。
3 省略		
4 省略		

● 交通の方法に関する教則 第1章第2節1 信号の意味（抜粋）

(3) 人の形の記号のある信号は、歩行者と横断歩道を進行する普通自転車に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。



### <指導のポイント>

赤・・・止まれ

車が来ていなくても絶対に渡ってはいけません。

青・・・渡ることができる。

曲がってくる車があるので、すぐに渡らず渡る前に左右の安全を確認してから渡りましょう。

黄（青の点滅）・・・渡り始めない。もうすぐ赤になる注意の色です。

渡り始めず次の青まで待ちましょう。

※ 横断歩道の半分まで渡っていたら、渡りきることに。

横断歩道の半分以下であれば引き返し戻ること。

◎ 青信号や信号の変わり目での駆け込み横断は大変危険です。

信号の変わり目の黄信号や青信号の点滅では絶対に横断はやめましょう。

また、青信号でも安全確認をしてから横断しましょう。

## ② 自転車は、広い道であれば2台までは横に並んで走行してもよい。【×】

A：横に並んで走行（並進）してはいけない。

### ● 道路交通法第19条（軽車両の並進の禁止）

軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。

### ● 道路交通法第63条の5（普通自転車の並進）

普通自転車は、道路標識等により並進することができることとされている道路においては、第19条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。ただし、普通自転車が3台以上並進することとなる場合においては、この限りでない。

### <指導のポイント>

自転車の並進は台数に関係なく、法律で禁止されています。

ただし、並進可の標識がある場合は2台までであれば並進できます。



並進可

③ 自転車で走行中、交差点を右折する時は、車と同じように右折してはいけない。【○】

A：車と同じように右折してはいけません。

● 道路交通法第34条第3項（左折又は右折）

軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

（3） 交差点での右左折は、次の方法でしなければなりません。

イ 右折は、次の方法でしなければなりません。

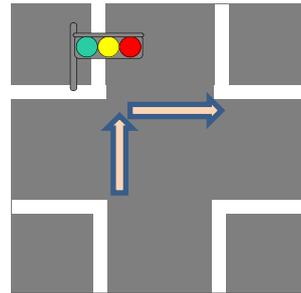
（ア） 信号機などにより交通整理の行われている交差点では、青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。

なお、赤信号や黄信号であっても自動車や原動機付自転車は青の矢印の信号によって右折できる場合がありますが、この場合でも自転車は進むことはできません。

<指導のポイント>

自転車に乗って交差点を右折するときはできる限り道路の左側端に寄り、2段階右折をしなければなりません。

（右図に記載の矢印のとおり右折する。）



④ 自転車は道路の端であれば、左右のどちらの端を走行してもよい。【×】

A：車道の左端を走行しなければならない。

● 道路交通法第17条第4項（通行区分（抜粋））

車両は道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道。）の中央から左の部分を通行しなければならない。

● 道路交通法第18条第1項（左側寄り通行等）

車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあっては道路の左側に寄って、軽車両にあっては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。

※ 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- ・ 自転車は、軽車両に分類される。

<指導のポイント>

車は左側通行です。

車の仲間である自転車も左側通行となり、車道の左側端を通行しなければなりません。

⑤ 自転車を運転中に歩行者とぶつかり、歩行者が「大丈夫です」と言って立ち去ったが、現場に一人残って警察へ交通事故の届け出をした。【○】

A：交通事故が起こった時は相手が事故現場から立ち去っても警察に事故の届け出をしなければなりません。

● 道路交通法第72条第1項（交通事故の場合の措置（抜粋））

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者の救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及び損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

<指導のポイント>

自転車も車両の仲間であり、警察に届出義務があります。そのまま立去るとひき逃げなどの疑いで取り調べられる場合があります。

相手が立ち去っても、交通事故を起こした時は、警察に電話したりお父さん、お母さんや家族の人に伝えるなどして、必ず警察に届け出るようにしましょう。

【罰則】

- ・ 救護（緊急）措置義務違反（死傷事故の場合）  
1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
- ・ 報告義務違反  
3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金